

公認会計士・監査審査 会の活動と今後の課題

諸外国の動向を踏まえて

公認会計士・監査審査会会長 金 子 晃



私たちは、監査の
独立性・公正性・信頼性
を確保します

公認会計士・監査審査会

目次

- 1 審査会の組織・使命・権限
- 2 投資市場における審査会の位置づけ
- 3 海外主要国における状況（アメリカ・カナダ・イギリス）
- 4 審査会の活動状況
- 5 今後の課題

金融庁

【報告・検査】

業務改善指示
懲戒処分

業務改善指示
懲戒処分

③ ④ 如分の報告

業務改善指示/懲戒処分

① 品質管理シミュールの結果報告

② 検査

② 検査

品質管理レビュー

監査事務所

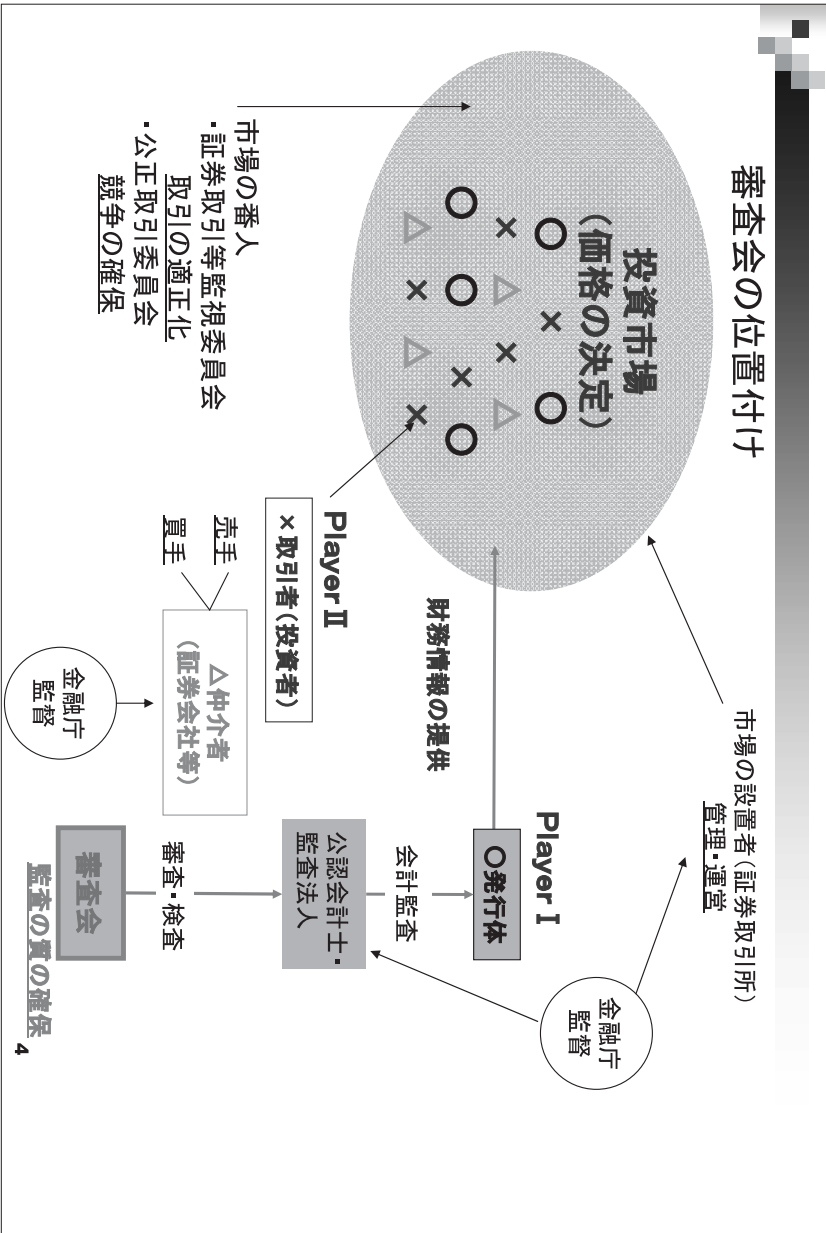
監査

被監査会社

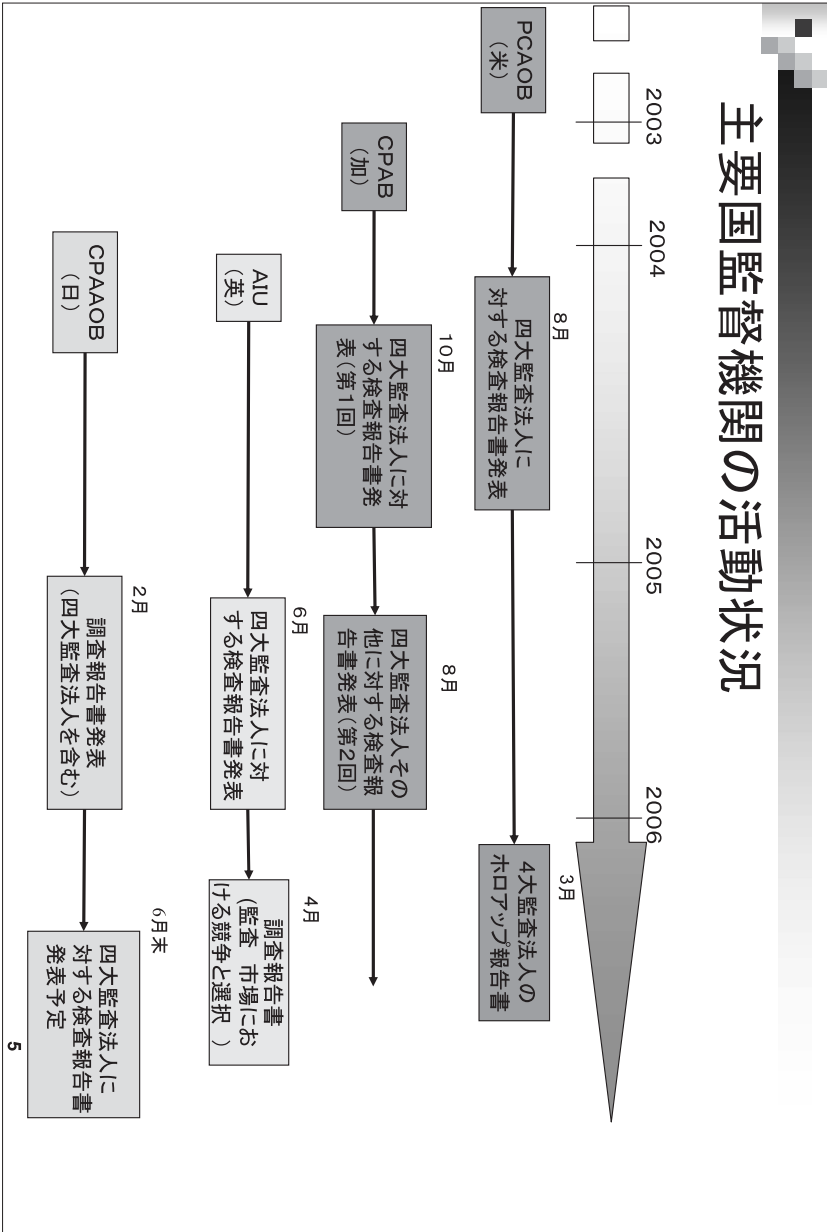
日本公認会計士協会
品質管理委員会

公認会計士・監査審査会
(モニタリング(審査・検査))

① 日本公認会計士協会が品質管理レビューの結果を審査会に報告する。
 ② 審査会は、品質管理レビューの結果の報告等について検討する。この過程で、必要に及び監査事務所、被監査会社及び日本公認会計士協会に対して立入検査を行う。
 ③ 検討の結果、監査事務所等において法令又は品質管理基準に準拠していない事実が明らかにあった場合は、審査会は、金融庁長官に対して業務改善の指示又は必要に応じて懲戒処分を行なうことを勧告する。
 ④ 日本公認会計士協会において、品質管理レビューが適切に行われていないことが明らかにした場合、審査会は、金融庁長官に対して日本公認会計士協会に対する事務改善命令を行なうことを勧告する。



主要国監督機関の活動状況



審査・検査の基本

審査会

活動状況
↓
年次報告
(国民への説明責任)

継続的監視

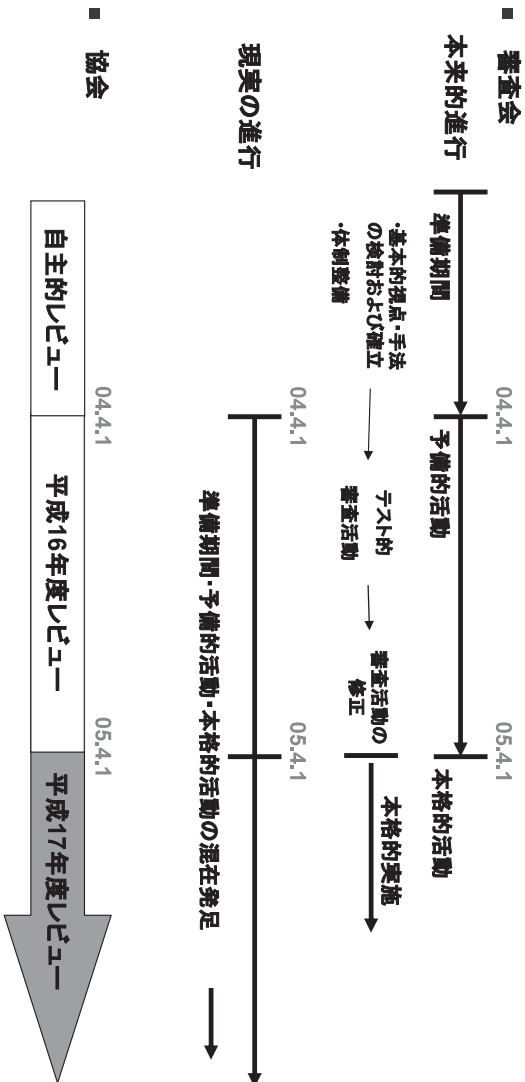
問題点の発見
↓
改善要請
(協会・監査事務所)

日本公認会計士協会 品質管理レビュー

1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
1回目			2回目			3回目		

(4大監査法人は2年に1度レビューが行われる)

審査会活動の現状



審査会の活動状況 I (17年前半まで)

- 審査・検査手法の一応の確立・審査体制の整備
- 日本公認会計士協会のレビューに関する現状と問題点の一応の把握
- 国際的動向の把握
→ 主要国のレビューの基本的視点・手法の把握



- 予備的審査の段階終了→本格的審査の開始

審査会の活動状況Ⅱ（17年後半以降）

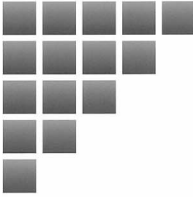
- 個別案件審査手法の確立



- 本格的審査・検査の開始
- 4大監査法人に対する審査・検査の開始
（17年10月より・本年6月概要発表）

今後の課題

- 1 組織の充実・検査手法の確立
- 2 基本的スタンス(監査品質の確保)の確立
- 3 検査結果のフィードバック(監査基準等への)
- 4 海外主要国との連携(グローバルネットワークへの対応)



公認会計士・監査審査会とは

「公認会計士・監査審査会(Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board=CPA AOB)」は、平成16年4月1日に設置された新しい行政機関です。

近年、世界的に監査の信頼性を疑わせる事件が発生し、国際的に監査の公正性と信頼性が強く求められ、こうした状況を背景としていくつかの国において監査を監視・監督する公的機関が設けられることとなりました。我が国においても公認会計士監査制度の充実・強化を目的として、平成15年5月に公認会計士法の改正が行われ、公認会計士・監査法人への監視・監督体制の充実強化の観点から従前の「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置されました。

「公認会計士・監査審査会」は、従来「公認会計士審査会」が担っていた

1 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

2 公認会計士試験の実施

と併せ、新たな業務として

3 日本公認会計士協会が実施する「品質管理レビュー」のモニタリング

を実施することになりました。

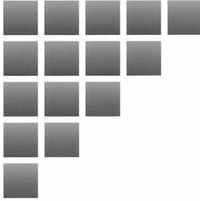
「公認会計士・監査審査会」としては、与えられた職務を誠実に実行することにより、より一層の監査の質と実効性の向上を図り、我が国の資本市場の公正性と透明性を高めることで、投資者からの信頼の向上に資していきたいと考えています。

■ ごあいさつ



会長 金子 晃
元会計検査院長 慶応義塾大学法学部名誉教授
平成16年4月に公認会計士・監査審査会会長に就任

公認会計士・監査審査会の役割は、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保することにより、企業の財務情報の信頼性を高め、誰もが我が国で安心して経済活動ができるような環境を整えることにあります。そのため審査会には、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューをモニタリングするという業務が与えられております。我々はモニタリングを通じて品質管理レビューをより適切かつ有効に機能させることにより監査事務所の監査業務の質(公正性、独立性と信頼性)の確保を図ることを第一次的職務とし、与えられた権限を最大限發揮して我々の責務を果たしてまいります。



公認会計士・監査審査会の活動

1 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

公認会計士又は監査法人は、監査証明業務に関し虚偽又は不当な証明を行った場合、監査証明業務以外において公認会計士法等の関係法令に違反した場合に懲戒処分等が課されることがあります。また、監査法人の運営が著しく不当な場合にも処分が課されることがあります。公認会計士に対する懲戒処分は戒告、もしくは2年以内の業務停止又は登録の抹消があり、監査法人に対しては戒告、もしくは2年以内の業務の停止又は解散を命ずる処分があります。これらの処分決定を含む主な手続きは金融庁において行われ、金融庁長官が決定しますが、その際、公認会計士・監査審査会の意見を聴かなければならないと法律で定められています。審査会は懲戒処分の妥当性、量定の軽重等について調査審議し、金融庁に対して意見を述べることになります。

*公認会計士・監査審査会の勧告によって懲戒処分等が課される場合には調査審議は行いません。

2 公認会計士試験の実施

公認会計士試験は、改正公認会計士法により、平成18年1月から新しい試験制度で実施されます。新試験制度においては、社会人を含めた受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する人材を多数輩出していくことを目的としています。

新試験制度の概要(改正のポイント)

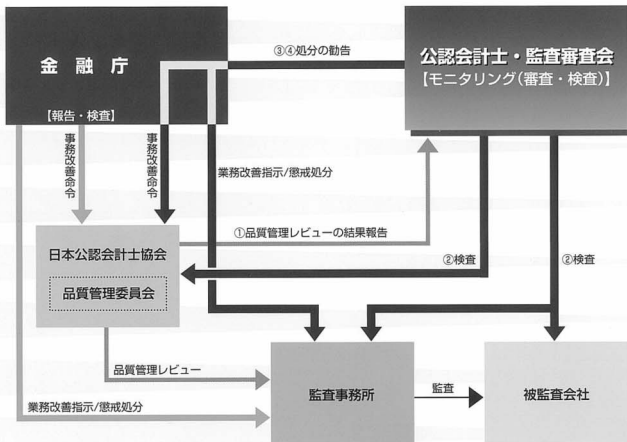
新試験制度では、次のように改正されます。

- 試験体系の簡素化……………1段階2回(短答式、論文式)
- 試験科目の見直し……………短答式4科目、論文式5科目(必須4科目、選択1科目(4科目から選択))
- 試験科目の一部免除の拡大……………試験科目免除対象者(一定の要件を満たす実務経験者など)の拡大、短答式試験の免除(有効期限2年)・論文式試験の科目合格制(有効期限2年)の導入

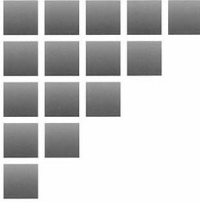
3 「品質管理レビュー」のモニタリング

「品質管理レビュー」とは、日本公認会計士協会が平成11年4月から自主規制として実施してきた制度で、監査事務所(監査法人及び会計士事務所)が行った監査の品質管理の状況等を日本公認会計士協会の専任者(レビューアー)がレビューし、必要に応じて監査事務所に対して改善勧告するという制度です。この「品質管理レビュー」は、職業専門家の団体としての自主規制として実施されてきましたが、一層の機能向上と監査事務所の監査の品質管理の適切性の向上を図るために、平成15年5月に成立した改正公認会計士法によって法定化され、公認会計士・監査審査会がモニタリングすることとなりました。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から「品質管理レビュー」に関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等の業務に関係ある場所に立入検査等を実施します。その結果、「品質管理レビュー」が適切に行われていなかったことが明らかになった場合や監査事務所において法令、品質管理に関する規定等に準拠していないことが明らかになった場合には、日本公認会計士協会や監査事務所の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告することになります。

協会の品質管理レビューと審査会のモニタリングの関係



- ①日本公認会計士協会が品質管理レビューの結果を審査会に報告する。
- ②審査会は、品質管理レビューの結果の報告等について検討する。この過程で、必要に応じ監査事務所、被監査会社及び日本公認会計士協会に対して立入検査を行う。
- ③検討の結果、監査事務所等において法令又は品質管理基準に準拠していない事案が明らかになった場合は、審査会は、金融庁長官に対して業務改善の指示又は必要に応じて懲戒処分を行うことを勧告する。
- ④日本公認会計士協会において、品質管理レビューが適切に行われていないことが明らかになった場合は、審査会は、金融庁長官に対して日本公認会計士協会に対する事務改善命令を行うことを勧告する。



公認会計士・監査審査会の組織

本審査会は、内閣府設置法第54条に基づき、会長1名と常動委員1名及び非常動委員8名で構成される合議制の機関として金融庁に置かれています。会長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使します。会長及び委員の任期は3年であり、原則として、在任中、その意に反して罷免されることはありません。

本審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれており、事務局は、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議と公認会計士試験を実施する事務等を担当する「総務試験室」と、品質管理レビューのモニタリングに係る事務を担当する「審査検査室」の2室に分かれています。

■ 事務局の設置



■ 委員紹介

会長（常 勤）	金子 晃
委員（常 勤）	脇田良一
委員（非常勤）	引頭麻実
	藤沼亜起
	高橋厚男
	田島優子
	辻山栄子
	中村芳夫
	平松一夫
	吉井 毅

■ 委員よりメッセージ

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューをモニタリングすることによって、監査法人等が実施している監査の信頼性を確保し質を向上させるといふ審査システムを採用しています。会長をはじめ私たち委員は、それぞれの立場のエキスパートとしての経験や知識を持ち寄って、審査会の業務を遂行する上で生じるさまざまな問題について審議し、意見を述べるのが職務です。例えば、本審査会の審査の基本方針や検査の方針、品質管理レビュー報告の検討、公認会計士試験合格者の決定、新試験制度の実施要領の作成などを議論しています。私たちは与えられた権限を最大限に生かし、国民の皆さんから寄せられる期待に応えていきたいと思っています。



常動委員 脇田良一
商学博士（早稲田大学）
平成16年4月に公認会計士・監査審査会常動委員に就任